

明治十七年四月十日御届

山口縣

民鑑

規則彙纂

編輯兼出版人

阿部準輔

特 62
475

甲第三拾八號

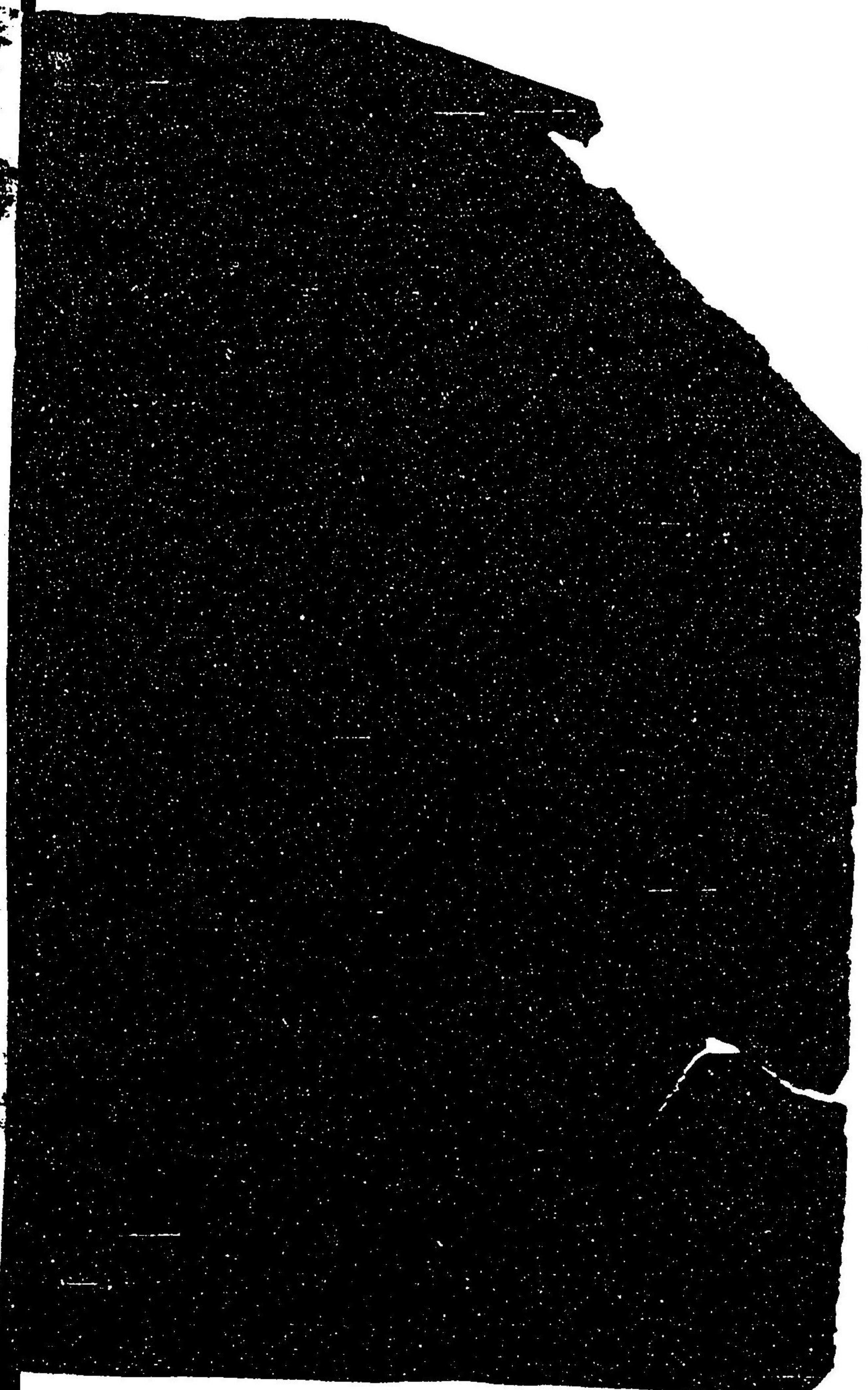
明治十四年九月本縣甲第六拾三號布達違警罪條目別冊之通改定と

右布達候事

明治十六年七月十四日

山口縣令原 保太郎

02
1113
93-02



左の諸件を犯したる者は一日以上十日以下の拘留に處し又は五錢以上壹圓九拾五錢以下の科料に處す

但刑法に正條あるものは刑法に依り處分せらるへし

一 街路取締及び市街掃除の爲め定めたる本縣の條規に違背したる者

二 防害威銃取締規則に違背したる者

三 藝妓取締規則に違背したる者

四 人力車取締規則に違背したる者

五 學術其他演說開會の爲めに定めたる本縣の布達に違背したる者

六 陸産水産滋殖の爲めに定めたる本縣の條規に違背したる者

七 物産改良の爲めに定めたる本縣の條規に違背したる者

八 酒造及畜養營業人の爲めに定めたる本縣の條規に違背したる者

九 地方税徴收規則に違背し私に營業を爲したる者

十 諸市場取締規則に違背したる者

十一 旅行免狀を持たざる外國人を私に止宿せしめ又は外國人を私に雜居せしめたる者

十二 縣廳警察署同分署郡區役所及戸長役場の召喚に應ぜざる者

十三 旅人宿雇人請宿等に於て郷貫又は氏名を詐稱したる者

十四 強て合力を申掛け若くは物品を押賣し其他種々の所爲を以て他に妨害を爲したる者

- 十五 紋合せ鬮引其他賭博に類する所業ををし利を圖る者
- 十六 掲榜場を毀損し又は汚瀆したる者
- 十七 他人又は組合持の田永を斷りなく恣に我田に引入きたる者
- 十八 免許を得てきて産婆の業をなしたる者
- 十九 官署の名若くは御用と記したる旗提燈の類を濫に使用したる者
- 二十 神佛祭典開帳等の節世話人等強て出費を促す者
- 廿一 自祭の神祠佛堂に濫りに公衆の参拜を許したる者
- 廿二 道路に穀類菜菓等を植へ往來を妨げたる者
- 廿三 各所に榜示せる禁條を犯したる者
- 廿四 博奕に用ゆる骰子骨牌を製造し又は販賣したる者

- 廿五 現に博奕を爲す場席に在りて傍觀せし者
- 廿六 俳優歌舞妓を除くの外男よきて女装し女にきて男装し其他奇怪の扮装をなしたる者
- 廿七 人に汚穢物及び石礫等を抛擲したる者
- 廿八 瓦礫塵芥等を河渠下水又の明地へ投棄したる者
- 廿九 毒藥劇藥其他人身に健康を害すへき物質を用ひ魚鳥を捕ふる者
- 三十 許可を受けきて古例なき神祠の祭典を執行し又は佛刹の開帳をなしたる者
- 卅一 神佛祭事お托し人に妨害をなしたる者
- 卅二 他人の持場に於て秣苗代草等を刈取する者

- 卅三 海藻魚類等の干場又は水車水碓等に妨害をあたたる者
- 卅四 醫師囑托を受け變死を病死又詐り死亡届を爲したる者
- 卅五 市街に於て裸体又は袒裼したる者
- 卅六 市街に於て厠場に非る所に大小便を爲し又は小兒に之をあさめたる者
- 卅七 市街に於て惡臭を發する肥糞類の容器に蓋を川ひさる者
- 卅八 市街に於て外面に見隠えを爲さず又は男女混淆の浴場を設
* 洗濯營業を爲す者
- 卅九 市街の洗湯場に於て男にまて女湯に女にまて男湯に入浴したる者
- 四十 市街の家宅内に於て夜間十二時後歌舞音曲其他喧嘩を
制止を肯せざる者

甲第卅九號

本年七月本縣甲第卅八号布達改定違警罪目中市街とあるは左に記載の地と心得へし

明治十六年七月十四日 山口縣令原 保太郎

岩國、高森、柳井津、室積、下松、徳山、宮市、山口、小郡、宇新町、船木、小月、清末、豐浦、赤間關、萩

甲第四十號

本年七月本縣甲第卅八號布達改定違警罪目第四十「市街の家宅に於て夜間十二時後歌舞音曲其他喧嘩を制止を肯せざる者」の一項は赤間關市街中左の遊廓に限り施行せむ

但演劇興行は此限にあらざ

右布達候事

明治十六年七月十四日

山口縣令原 保太郎

甲第八拾五號

本縣違警罪目第九項左の通政正と

九 地方稅徵收規則に違背し私に營業を爲し又は鑑札を賣買
貸借えたる者
右布達候事

山口縣令原保太郎代理

明治十六年十二月十七日

大書記官 近藤幸止

甲第六拾七號

街路取締規則別紙之通創定本月十五日より施行と

右布達候事

明治十六年十月五日

山口縣令原 保太郎

第十一條 通行禁止の標示ある場所を通行すへからず

第十二條 酩酊して路上に喧嘩し又は酔臥すへからず

第十三條 牛馬の繋繩又は狂犬猛獸等の繋鎖を怠り路上に放ち若

くは路上に於て犬其他の獸類を放し又は驚逸せまむへからず

第十四條 發狂人の看守を怠り路上に徘徊せまむへからず

第十五條 街路に於て夜中燈火なく牛馬諸車を牽き又は乘馬すへ

からず

但軍人制服を着用乘馬するは此限にあらす

第十六條 橋梁及び路傍の厠場常燈等に貼紙又は樂書をなすべ

からず

第十七條 官許を得て道路に材木土石類を置き或は板圍繩張足

場等を設くるものは公衆の目よ觸を易き所へ何年何月何日より
何年何月何日迄願濟と標記すへし

第十八條 官許を得て道路に材木土石類を置くときは防圍を設け

夜中は標識の爲め燈火を點すべし

第十九條 官許を得て路上を使用し又は掘鑿せし者は地盤を其原

形に復すへし

第二十條 街路に沿ふたる場所に薪炭其他の物品を高さ壹丈以

上に堆積するときは堅牢の装置をなすへし

第二十一條 街路に沿ふたる場所に竹木等を立置く者は危険なき様

強固なる繩索を以て之を纏束すへし

第二十二條 道路に沿ふたる家屋牆壁及び樹木等崩壞傾仆の虞わ

る者は速かに修理毀却若くは扶植伐採すべし

第廿三條 左の各項に當る者は其場を圖面を添へ所轄警察署を経
て縣廳へ願出允許を受くべし

一 路傍河岸に辻店(床店)の類(標旗街燈招牌便所等)を建設
せんとする者

但辻店と雖とも其構造輕便に於て何時も運轉すべしものは
出願を要せず

二 道路河岸に樹木を植へ又は井溝を穿たんとする者

第廿四條 左の各項に當る者は其場の圖面を添へ所轄警察署又は
分署へ願出允許を受くべし

但第六項第七項に限り圖面を添へるに及ばず

一 工事の爲め一時道路に材木土石類を置き或は板圍繩張
足場を設るんとする者

二 暑中日除けを道路に張出さんとする者
但道敷へ一尺を限り日除を出すは出願を要せず

三 防火具等公衆の用に供する諸器具を路傍に置んとする者

四 神佛祭典開扉等廣告の爲め一時路傍に建札をなさんとする者

五 神佛祭典開扉又立市等の爲め一時路傍に舞臺及び小屋
掛等を設けんとする者

但祭日祝日等に當り旗幟燈門松等を設立するは出願
を要せず

六 路上に屍臺を出し山車を牽き俄手踊を爲し又之街路に於て神幸を執行し盆踊を爲さんとする者

但祈雨止雨風鎮出除の爲め神幸を執行するは出願を要せずと雖ども届出の上執行すへし

七 街路に於て輕業手品視目鏡其他の見世物營業をなさんとする者

但豫め營業箇所を指定して願出すべし

第廿五條 此規則は特に街路と明示ある條項を除くの外他は一般公道にも亦之を適用す

第廿六條 此規則に違背する者は違警罪を以て罰せらるべし

左之通布告有之候條此旨可相心得候事

明治十七年二月廿九日

山口縣令原 保太郎

第五号

民事訴訟用印紙規則別紙之通制定し明治十七年四月一日より施行す

但明治八年十二月 第百九拾六号布告訴訟用野紙規則は右施行の日

より廢止す

右奉 勅旨布告候事

明治十七年二月廿三日

太政大臣 三條實美
司法卿 山田顯義

民事訴訟用印紙規則

第壹條 凡そ民事訴訟の書類には此規則に従ひ印紙を貼用するも

のとす

第貳條 訴狀には正本壹通に付請求の金額若くは價額に應じ左の區別に隨ひ其受付の時に於て印紙を貼用す可し

金額 五圓まで 貳拾錢 同 拾圓まで 三拾錢

同 貳拾圓まで 六拾錢 同 五拾圓まで 壹圓五拾錢

同 七拾五圓まで 貳圓貳拾錢 同 百圓まで 三圓

同 貳百五拾圓迄 六圓五拾錢 同 五百圓まで 拾圓

同 七百五拾圓迄 拾三圓 同 千圓まで 拾五圓

同 二千五百圓迄 貳拾圓 同 五千圓まで 貳拾五圓

同 五千圓以上は千圓まで毎に貳圓を加ふ

控訴に於ては右半額上告に於ては全額の印紙を加貼す可し

第三條 人事其他金額に見積る可らざる者は三圓の印紙を貼用す可し其控訴上告に於て加貼するは前條に同し

但し人事に於ては極貧の者にして戸長の証書を所持する者は裁判官に於て印紙の貼用を免むることある可し

第四條 左の書類には正本壹通に付貳拾錢の印紙を貼用す可し
答辨書 證據物寫辨論書 上申書 陳述書 等証人鑑定人評價人引合
人等の呼出を請求する願書 審判の延期を請求する願書

第五條 左の書類には正本壹通に付五拾錢の印紙を貼用す可し
官吏の臨檢を請求する願書
財産差押又の物品公賣を請求する願書
執行命令書を請求する願書

○身代限の處分を請求する願書

第六條 裁判言渡書の謄本を下附する時差出す受取書には其謄本壹枚五錢其他の謄本を下付する時差出す受取書には其謄本壹枚三錢の割合を以て印紙を貼用す可し

但裁判言渡書の謄本は壹枚十二行一行十二字詰其他の謄本は壹枚二十行一行拾八字詰とす

第七條 勸解に於ては一件毎に勸解表に署名の時二十錢の印紙を貼用す可し

第八條 此規則に依り貼用せたる印紙の代價は曲者より直者に辨償す可きものとす

第九條 印紙の種類定價及貼用方は布達を以て之を定む

第十條 印紙は管轄廳の許可を得たる賣捌所に於て發賣せしむ其他に於て賣買することを得ず

第十一條 官許賣捌外に於て印紙を販賣せたる者は二十圓以上二百圓以下の罰金に處し仍は現在の印紙を沒収せ其情を知りて之を買取せたる者は十圓以上百圓以下の罰金に處し仍は現在の印紙を沒収す

第十二條 前條の規則を犯せたる者には刑法の不論罪及び減輕再犯加重數罪俱發の例を用ひむ

左の通布達有之候條此旨可相応得候事

明治十七年二月廿九日

山口縣令原 保太郎

第四號

今般第五號布告を以て訴訟用印紙規則制定候に付印紙の種類定價及び貼用方左の通之を定む

- 淡墨色印紙 一枚 三錢
- 墨色印紙 同 五錢
- 綠色印紙 同 拾錢
- 茶褐色印紙 同 五拾錢
- 黄色印紙 同 壹圓
- 青色印紙 同 五圓
- 橙黄色印紙 同 拾圓
- 綠色印紙 同 拾五圓
- 罌栗色印紙 同 貳拾圓

印紙は訴狀其他書類の正本に貼用し貼用者の印章を以て消印と可し
右布達候事

明治十七年二月廿三日
大政大臣 三條實美
司法卿 山田顯義

○今般第五號布告を以て訴訟用印紙規則を廢せらる候に付ては本年四月一日以後民事訴訟に關し大審院又は裁判所へ差出す書類は總て美濃紙又は之と同尺度の紙を用ひ壹枚貳拾四行壹行貳拾字詰に書すべきものとす

但訴訟入費は明治九年當省甲第五號布達第一條第九條に定めたる割合に依り書類認料は壹枚金廿錢翻譯料は壹枚金四圓と相成る義と心得べし

右告示候事
明治十七年三月五日

左之通布告有之候條此旨可相心得候事

明治十七年五月七日

山口縣令原 保太郎

第拾壹號

明治七年月第七第八拾壹號布告證券印稅規則別冊の通改正し明治十七年七月一日より施行す

但明治八年月第七百貳拾號布告は同日より廢止す

右奉 勅旨布告候事

明治十七年五月一日

太政大臣 三條實美
大藏卿 松方正義

證券印稅規則

第一條 凡そ財産の授受及び契約の證明に用ふる證券帳簿は此規則に循ひ印紙を粘用とす

第二條 證書帳簿を分て二類と爲し其税率は左の如し

第一類

左に掲ぐる所の證書帳簿は金高の有無多寡に拘はらず下に定むる所の印紙を貼用すへし但當座預り金引出小切手は大藏省に税印の押捺を請ふふとを得

- 一 當座預り金引出小切手 印税 五 厘
- 一 委任狀 同 五 厘
- 一 金高記載なき約定証文 同 壹 錢
- 一 遺物証文 同 壹 錢
- 一 跡式讓証文 同 壹 錢
- 一 讓與証文 同 壹 錢

一期限を定めざる預り金証文

同 壹 錢

一 耕地小作証文

同 壹 錢

一 雇人請合狀

同 壹 錢

一 金高記載なき諸物品預り証文

同 壹 錢

一 金高記載なき諸物品借用証文

同 壹 錢

一 地所預り証文

同 壹 錢

一 家屋預り証文

同 壹 錢

一 諸物品切手

同 壹 錢

一 借地証文

同 壹 錢

一 借家証文

同 壹 錢

一 賣買仕切書

同 壹 錢

一 保險証文

同 壹 錢

一 諸會社株券

同 壹 錢

一 送金手形 同 壹 錢
 一 金 錢 通帳 一年以内一冊に付 同 壹 錢
 一 諸物品判取帳 同 貳拾 錢
 一 諸物品買賣證文 同 壹 錢
 一 結社約定書 同 壹 錢
 但結社約定書に金圓授受貸借に係る條項ありて之か効力を確定する證書帳簿は金高記載なしと雖ども第二類金高記載ある諸般の契約書に準し印紙を貼用すへし
 左に掲ぐる所の證書は金高五圓以上のものに限る下に定むる所の印紙を貼用すへし
 一 營業に關する送狀 印税 壹 錢
 一 營業に關する請取書 同 壹 錢

右諸證書を通帳と爲すとせば都て一年以内一冊に付一錢の印紙を貼用すへし

第二類

左に掲ぐる所の證書は金高の多寡に隨ひ下に定むる所の割合を以て印紙を貼用すへし但爲替手形約束手形は手形用紙を用へし
 一 金錢借用證文
 一 地所 賣買証文
 一 家屋 賣買証文
 一 金高記載ある諸物品預り證文
 一 金高記載ある諸物品借用證文
 一 諸物品買賣證文
 一 金錢定期預り證文

一 金高記載ある諸般の契約證書	印税	壹	錢
金高壹圓以上貳拾圓未滿	同	貳	錢
金高貳拾圓以上五拾圓未滿	同	四	錢
金高五拾圓以上百圓未滿	同	六	錢
金高百圓以上百五拾圓未滿	同	八	錢
金高百五拾圓以上貳百圓未滿	同	拾	壹
金高貳百圓以上三百圓未滿	同	拾	四
金高三百圓以上四百圓未滿	同	貳	拾
金高四百圓以上六百圓未滿	同	貳	拾
金高六百圓以上八百圓未滿	同	三	拾
金高八百圓以上千圓未滿	同	三	拾
金高千圓以上千四百圓未滿	同	三	拾
金高千四百圓以上千七百圓未滿	同	四	拾
金高千七百圓以上貳千圓未滿	同	五	拾

右諸證書を通帳と爲すときは其附込見積金高に隨ひ下に定むる所は印紙を貼用すへし	印税	四	錢
金高百圓未滿	同	壹	圓
金高百圓以上總て諸證書稅率に據るへし	同	九	拾
金高二千五百圓以上四千圓未滿	同	八	拾
金高三千圓以上三千五百圓未滿	同	七	拾
金高貳千五百圓以上三千圓未滿	同	六	拾
金高貳千圓以上貳千五百圓未滿	同	六	拾
一 金銭當坐預り證書	同	一	錢
一 質物預り書	同	貳	錢
一 質物小札	同	貳	錢
金高一圓以上貳拾圓未滿	同	貳	錢
金高貳拾圓以上	同	貳	錢
右諸證書を通帳と爲すときは其附込見積金高に隨ひ下に定むる	同	貳	錢

所の印紙を貼用すへし

金高百圓未満

金高百圓以上

一爲替手形

一荷爲替手形

一約束手形

金高五拾圓未満

金高五拾圓以上百圓未満

金高百圓以上貳百圓未満

金高貳百圓以上五百圓未満

金高五百圓以上千圓未満

金高千圓以上貳千圓未満

金高貳千圓以上

印稅 貳錢
同 四錢

印稅 一錢
同 貳錢
同 四錢
同 八錢
同 拾五錢
同 貳拾五錢
同 五拾錢

第三條 前條に掲ぐる所の證書帳簿と効用を同ふするものは其名稱に拘はらば税率に照し相當の印紙を貼用すへし

第四條 印紙を貼用すへき證書帳簿に於て第五條の手續に備ひ印紙を貼用せざるものは民事裁判上之を受理せし但處罰を受くる後印紙を貼用せたるもれば此限に在らず

第五條 印紙は證書の差出人又は帳簿主に於て證書は授受の前帳簿は使用の前に貼用し證書帳簿記名の下に押捺する印を以て証書帳簿の紙面と印紙の彩紋とにかぎて消印をへし

第六條 印紙及び手形用紙は種類定價は布達を以て之を定む

第七條 印紙及び手形用紙は官の許可を得たる賣捌所に非ざれば之を賣捌くことを得ず

第八條 印紙を貼用すへき帳簿仕切書送り狀は主任官之を檢査することあるへし

第九條 左に掲ぐる所の証書帳簿は印紙を貼用することを要せず

一官廳より差出す証書帳簿

一官吏準官吏若くは布告布達又は達しを以て定めたる議員若く

は公立學校病院に従事するもの各其職務に依て用ふる証書

一國庫金取扱所又は爲換方より官廳へ差出す預り金に對する

抵當証書

一國庫金取扱所又は爲換方より官廳に對する諸上納金に預り

証書帳簿

一金員記載ある官廳よりの命令書に對し國庫金取扱所又は爲換

方より差出す請書

一諸上納金に付國庫金取扱所又は爲換方より納人へ差出す請取

証書

一罹災救助金獻金寄附金に關し人民より官廳に差出す証書

第十條 第二類の帳簿は初丁へ附込見積金高及び使用期限紙數を

記載すへし但物品の授受に關するものは其代價を記載すへし

第十一條 証書帳簿に税率の異なるものを雜記するときは各相當

の印紙を貼用すへし

第十二條 印紙貼用濟第二類の帳簿見積金高又使用期限の満たる

時は其旨該帳簿に記載し置き主任官検査の節之に捺印を受へし

第十三條 前條に帳簿餘白ありて尙之を使用せんとするときは第

十條の手續を以て更に相當の印紙を貼用すへし

第十四條 第二類の帳簿見積金高未だ満たざるか又は使用期限未

た盡さざるに紙數盡きたるときは更に紙數を増加することを得
此場合に於ては其帳簿初丁見積金高又は期限の側に其事由及
以増加せたる紙數を記載せし

第十五條 証書帳簿に外國貨幣を以て員數を記載するときは内國
の貨幣に改算せたる金高を附記し相當の印紙を貼用すへし

第十六條 取換せ証書は雙方とも相當の印紙を貼用すへし

第十七條 証書に副証書を附し又は裏書等を爲し本証書と効用を
異にするもの若くは金高に増減を生ずるものは其副書又は其裏
書に就き更に相當の印紙を貼用すへし

第十八條 此規則を犯し脱税に係るものは處罰を受くる後証書帳
簿の受取人に於て相當の印紙を貼用することを得

第十九條 印紙を貼用すべき証書帳簿に之を貼川せず若くは貼川
不足するもの及び手形用紙を用ひず若くは不足税の手形用紙を
用ひたるものは脱税高二十倍の科料又は罰金に處す其証書帳簿
を受取たるもの亦同し

第二十條 第十八條の場合を除く外第五條の手續に據て消印を爲
さず又は他の印を以て消印せたるものは印税高十倍の科料又
罰金に處す其証書帳簿を受取たるもの亦同し

第二十一條 此規則を犯たる証書帳簿に請人證人とて加印せたる
者は各正犯に係る科料罰金の半額に相當する科料又罰金に處す

第二十二條 第八條の証書帳簿の検査を拒みたるものは二圓以上二
十圓以下に罰金に處す

第廿三條 第十條及び第十三條を犯したるものは二圓以上十圓以下の罰金に處す

第廿四條 第十二條及び第十四條を犯したる者は一圓以上壹圓九十五錢以下の料に處す

第廿五條 第七條を犯したるものは所持の印紙及び賣得金を沒收し五圓以上五十圓以下の罰金に處す

第廿六條 前數條の罪を犯したる者には刑法の不論罪及び減輕再犯加重數罪併發の例を用ひす

左之通布達有之候條此旨可相心得候事

明治十七年五月七日

山口縣令原 保太郎

第拾貳號

今般第拾一號布告を以て證券印稅規則改正候に付ては印紙及び手形印紙の種類定價左の通り相定む

但印紙は當分の内新舊取交貼用することを得

印紙

赭色	定價	五厘
橙黄色	同	壹錢
黄綠色	同	貳錢
萌黄色	同	五錢
桔梗色	同	拾錢
青色	同	貳拾五錢
淡黑色	同	五拾錢

赤色	同	壹圓
手形用紙		
老綠色	定價	壹錢
桔梗色	同	貳錢
淡黑色	同	四錢
橙黃色	同	八錢
淡赭色	同	拾五錢
淡紅色	同	貳拾五錢
淡青色	同	五拾錢
淡黃色	同	壹圓
右布達候事		

明治十七年五月一日

太政大臣 三條實美
大藏卿 松方正義

左之通布告有之候條此旨可相心得候事

明治十七年一月四日

山口縣令 保太郎

第五拾號

古物商取締條例別冊の通制定し明治十七年二月一日より施行す
右奉 勅旨布告候事

明治十六年十二月廿八日

太政大臣 三條實美
内務卿 山縣有朋

古物商取締條例

第一條 古物商とは古道具、古本、古書畫、古著、古銅鐵、漬金銀を
賣買する營業者を云ふ

袋物屋小間物屋籠甲屋時計屋飾屋箱打屋煙管屋にまて其營業に
關する古物を賣買交換する者及び刀劍商は此條例を准據すへし

第二條 古物商は管轄廳かんかくちやう東京府はの免許を受くへし

第三條 古物商物品を賣買一又は交換したるときは警察官に於て其物品及び賣主讓主を調査するよ差支なき様簿冊に記載し且買主讓受主を詳にするふとを得たるときは之を記載すへし

第四條 身元詳ある者より物品を買取り又は交換することを得ず但身元詳ある者其證人たるとき又は警察官若くは巡査の認可を受けたるときは此限にわらず

第五條 十五年未満の者白痴風癲者及び雇人雇主の家より物品を買取り又は交換することを得ず但父母後見人雇主又は身元詳なる者其證人たるときは此限にわらず官廳、町村學校、病院、社寺會社の印章記號ある物品は其賣却し得べきことと證明する證人

貳名以上あるに非されは之を買取り又は交換することを得ず前二項に違背したる者は警察官の命により無代價にて物品を取戻さるゝことあるへし

第六條 古物商は營業者たると否とを問はず盜罪詐欺取財の罪又は刑法第三百九拾九條第四百壹條の處斷を受けたる者より物品を買取り又は交換し及び寄藏するときは警察官の許可を受くへし違ふ者は一月以上三年以下の重禁錮又は三拾圓以上三百圓以下の罰金に處す

第七條 古物商は自宅又は許可を受けたる市場及び賣主讓主の居宅の外に於て物品を買取り又は交換することを得ず

第八條 刀劍又は之を仕込めたる器具は身元詳ならざる者及び盜

罪賭博の處斷を受けたる者に賣渡讓渡し又は露店及び路傍に於て賣渡讓渡すことを得ず

第九條 古物商物品と他府縣に運送せんとするとき又は他府縣より受取りたるときは其物品に目錄を所轄警察署に届出つへし

警察官は時宜に依り荷作を解き物品を検査し之を差押ふることあるへし但費用は届人之を擔當すへし

第十條 贓物の品觸あるときは到達したる年月日時を其品觸寫書に附記すへし

第十一條 品觸到達以後一年内に類似し物品を買取り又は交換し及び寄藏したるとき若くは其以前に之を得たるまゝ所持したるときは直に所轄警察署に届出つへし若し届出てきて其理由と

辨解するふと能はざる者は第六條の刑に同じ

第十二條 物品の賣買交換を記載したる簿冊及び品觸寫書は十年間保存すへし若し亡失したるときは直ち所轄警察署に届出つへし

第十三條 警察官は何時たりとも古物商の店舗に臨み物品及び簿冊の検査を爲し時宜に依り其物品を差押へ又は時々簿冊と差出さしめ之を検査するふとあるへし古物商は之を拒むるを得ず

第十四條 第二條第三條第四條第五條第七條第八條第九條第十條第十二條第十三條に違背し又は詐偽の届出を爲したる者は貳圓以上貳百圓以下の罰金に處す

第十五條 第六條第十一條第十四條及び刑法第三百九十九條第四

百一條の處斷を受けたる古物商は管轄廳東京府は警視廳は、於て三月以上三年以下の特別取締に付するふとを得

第十六條 特別取締に付せらるる者は尙ほ左の項目に従ふへし

一 物品を買取り又は交換したるときは其賣主讓主の住所氏名年齢及び物品の形状徽章番號柄模様損所の類を云ふ 價額年月日時を簿冊に記載すへし

二 日出前日歿後は物品を買取り又は交換し及び寄藏することを得ず

三 營業者ふあらざる者より物品を買取り又は交換したるときは其物品を原狀の儘五日間保存せへし

四 物品を賣渡し又は交換したるときは其物品の形状價額年月

日時を簿冊に記載し且買主讓主の住所氏名年齢を知り得たるときは之を記載すへし

五 毎月一度物品賣買交換の簿冊を所轄警察署に差出し其抄査を受くへし

六 住所を移轉し又は旅行し又は他人を宿泊同居せしめんとするときは所轄警察署の認可を受くへし

第十七條 前條に違背したる者は三圓以上三百圓以下の罰金に處す

第十八條 特別取締に付せらるる者第六條第十一條第十四條第十七條に依り罰金に處せらるるときは直に之を納完せしむ若し納完せざる者は留置せらるゝふとあるへし

第十九條 古物商一年内に此條例を再犯せたるときは行政の處分を以て其營業を禁止し又は停止せしむることを得

第二十條 此條例を犯せたる者には刑法の數罪併發の例を用ひす
第二十一條 此條例を犯して買取り又交換せたる物品贓物に係るものは營業者に依ると否とを問はず警察署に於て之を追徴せしめ被害者に還付すべし若し被害者知れざる時は之を領置し一年の後官沒す

第二十二條 商業上に付ては家屬又は雇人の所爲と雖も營業者其責を任すべし

第二十三條 此條例を施行する方法細則は警視總監府知事東京府縣令に於て便宜取扱け内務卿に届出づべし

甲第拾七號

客年十二月太政官第五拾号を以て古物商取締條例布告相成候に付ては明治十三年八月本縣甲第九拾五號布達八品商取締規則本月三十一日限り廢止す

右布達候事

明治十七年一月廿九日

山口縣令原 保太郎

甲第拾八號

古物商取締規則別紙の通制定來る二月一日より施行す
但從前の營業者は更に願出へし

右布達候事

明治十七年一月廿九日

山口縣令原 保太郎

古物商取締細則

第一條 古物商は條例第二條に因り免許を得んと欲するときは別紙第一号書式に依り所轄警察署又は分署へ取締鑑札下付願出へし

第二條 廢業又は鑑札主失踪死亡するときは別紙第二号書式に依り以取締鑑札を添へ速に所轄警察署又は分署へ其旨届出へし

第三條 甲警察署又は分署所轄内より乙警察署又は分署所轄内へ轉居するときは第二條の手續に準し甲署へ一旦鑑札を還納し更に第一條の手續に依り乙署へ取締鑑札下付願出へし

第四條 轉居改氏名代替り及び取締鑑札遺失誤毀水火盜難若くは雇人を更換せたるときは別紙第三号書式に依り原鑑札を添へ遺失

水火盜難に係る所轄警察署又は分署へ鑑札書替若くは更に下付は此限にあらす願出へし

第五條 古物商は別紙第四號雛形に依り標札を其店頭公衆の目に觸れ易き場所へ掲出せし

第六條 古物商は所轄警察署又は分署の區畫に従ひ一町村若くは數町村毎に五拾名以下を以て組合並に組名を定め一組毎に營業者中より正副頭取各一名を撰定し所轄警察署又は分署へ届出へし

但營業者中に於て頭取とあるべき相當の人物あるときは他より之を撰ぶも妨げなし

第七條 頭取は所轄警察署又は分署の指揮を受け營業上一切の事

務を取扱ふへし

第八條 頭取は所轄警察署又は分署より條例第十條に因り贓物の品觸を受けたるときは直ちに其全文を謄寫し該謄本に到達の年月日時を附記即日組合へ廻達し而て品觸本書に記載せる姓名の下に頭取の氏名及び到達の年月日時を記入且認印を即時他組合頭取へ順達すべし

但品觸本書周尾の節は警察署又は分署へ返納すへし

第九條 取締鑑札は貸借賣買交換をすることを許さず

第十條 古物商其家屬又は雇人をきて行商の業をなさめんとするときは第一條手續を準し署名毎に雇主又は營業主が其取締鑑札を願受け若し廢業失踪死亡するときは第二條の手續に倣ひ

其旨速に届出へし

第十一條 行商者其營業に就くときは取締鑑札を携帯し若し警察官見聞を要するときは何時も之を示すへし

第十二條 古物商は條例第三條に因り豫て別紙第五号雛形の古物賣買明細帳を製し置き買取交換讓受をなす毎に其書式に照し品名員數素質摸樣恰好等及び賣主讓主の住所氏名を登記すへし
但買主讓受主の住所氏名を詳のあすることを得たるやきは之を記載すへし

第十三條 條例第五條に因り物品買取又は交換の証人を要するときは古物賣買明細帳に第十二條の事故を記入せたる上仍は証人の住所氏名を登記し且其認印を受け置くへし

但帳簿を所持せざるときは其保証書を受取置も妨げあし

第十四條 古物商は條例第九條に因り物品の目録を作るときは別紙第六号書式を倣ひ届出へし

第十五條 古物商は倣て第七号雛形を倣ひ品觸帳を製し置き頭取より品觸を受けたるときは直ちに之を騰寫し而て廻達書名下に到達の年月日時を記入認印の上即時之を順達し若し周尾なきは頭取に返戻すへし

但頭取を除くは外は品觸あるも自己の營業に關せざる物品の騰寫するに及ばず

第十六條 前條品觸帳は近隣同業者十名以下申合せ之を共有し互に贓物照査の用に供するも妨げあし

但此場合よ於ては所轄警察署又は分署の認可を受くべし

第十七條 刀劍又は之を仕込たる器具は新古に係はらず賣渡讓渡をなすには條例第八條を遵守せへきは勿論仍は賣渡讓渡をなすときは其買主讓受主の住所氏名及其品柄寸尺等成るべく精細古物賣買明細帳に登記せしめし

第十八條 刀劍商に於て新規製造品れみを販賣する者は第十條第十一條第十三條第十四條第十五條第十六條を遵守するに及ばず但倣て第五号雛形に準し刀劍類賣渡帳を製し置き第十七條の手續に準し賣渡讓渡を登記すへし

第十九條 古物商刑法第三百九十九條及第四百一條を犯し又は古物商取締條例に背き其處断を受たるときは頭取より速に所

轄警察署又は分署へ届出べし

第二十條 條例第十五條に依り特別取締に付せらるる古物商あるときは所轄警察署又は分署より特別取締票を下付すべし

(第一號甲書式)

古物(行)商取締鑑札下附願

山口縣何國何郡何町何番屋敷居住(寄留)

何府何國何郡何町族籍

何の 雜

一古道具賣買

(一古本賣買)

(一古書賣買)

(一古着賣買)

(一古銅鐵賣買)

(一潰金銀賣買)

(一袋物屋)

(一小間物屋)

(一籠甲屋)

(一時計屋)

(一飾屋)

(一箔打屋)

(一煙管屋)

(一刀劍商)

右自今(行商)營業致度に付御免許の上は古物(行)商取締鑑札御下付奉願候也

右

年月日

何の 雜印

何町組合頭取

何の 雜印

右願人當町内在籍之者に相違無之候也

何町戸長

何の誰

印

山口縣

何警察署

(何警察分署)

御中

(甲署より乙署へ轉居引續營業をなるときは其旨を願文中に記入すへし)

(第一號乙書式)

古物行商取締鑑札下附願

何の誰雇人(兄弟姉妹子女)

山口縣何國何郡何町何番屋敷居住(寄留)

何府何國何郡何町族籍

何の誰

一古道具賣買

(一古本賣買)

(一何々々々)

(一何々々々)

右自今私雇人「兄弟姉妹子女」として行商營業爲致度に付御免許の上は古物行商取締鑑札御下附奉願候也

右雇主(營業主)

山口縣何國何郡何町何番屋敷居住(寄留)

何府何國何郡何町族籍

年月日

何の誰印

右被雇人(兄弟姉妹子女)

何の誰印

何町組合頭取

何の誰印

右雇人(何の誰兄弟姉妹子女)何の誰は當町内在籍之者に相違無之候也

何町戸長

何の誰

印

山口縣

何警察署

〔何警察分署〕

御中

(第二号書式)

廢業(失踪死亡轉居)に付古物(行)商取締鑑札還納届

山口縣何國何郡何町何番屋敷居住(寄留)

何府何國何郡何町何村族籍

何の誰

右私(何の誰)儀御署第何号古物(行)商取締鑑札を以て營業罷在(爲致居)候所今般廢業(失踪死亡)に付鑑札相添へ此段御届申上候也

右

年月日

何の誰印

〔右何の誰妻「子弟親戚」〕

〔何の誰印〕

〔右何の誰雇主「父兄」〕

〔何の誰印〕

何町組合頭取

何の誰印

山口縣

何警察署

〔何警察分署〕

御中

〔甲署より乙署へ轉居の節は其旨届文中に記入すべし〕
〔第三號書式〕

古物〔行〕商取締鑑札遺失〔氏名換〕〔代替り〕〔轉居〕〔水〕〔火〕〔盜〕

難〔誤毀〕〔雇人轉換〕に付書替〔更に下附〕願〔何の誰雇主〕〔兄弟姉妹子女〕

山口縣何國何郡何町何番屋敷居住〔寄留〕

何府何國何郡何町何村何族籍

何の誰

一古道具賣買

〔一何〕

〔一何〕

〔一何〕

右御署第何號古物〔行〕商取締鑑札遺失〔氏名換〕〔何〕〔何〕〔何〕仕候に付書替〔更に御下附〕奉願候也

右

年月日

何の誰印

〔右何の誰雇主「父兄」〕

(何の誰印)

(右被雇人「兄弟姉妹子女」
(何の誰印)

何町組合頭取

何の誰印

相達無之候也

右雇人氏名換(代替り)(轉居)

右雇人當町内寄留之者に

何町戸長

何の誰

印

山口縣

何警察署

〔何警察分署〕

御中

〔轉居代替り氏名換雇人轉換にあらざる願は戸長與書を要せず〕
〔第四號離形〕

豎曲尺二尺

何郡何町何組

○古物(行)商何ノ誰

一古道具賣買 一古本賣買

一何組 一何組

一何組 一何組

北條組尺五寸

〔第五號雛形〕

表	至	自明治何年何月何日
面	古物賣買明細帳	第何號
裏	山口縣何郡何町	何の誰
面	山口縣何警察署(又は	分署)管内何組

〔用通常半紙野紙〕

表	紙	裏	面
一第式書載記	明治何年何月何日何郡何町	何の誰より買入品左の如し	何個
一何品	但摸樣何	何枚	一枚
一何品	但一枚は何摸樣あり	何枚	一枚
何個	は何の徽章あり	何枚	一枚

二第式書載記

明治何年何月何日何郡何町	何の誰と交換受取品左の如し
一何品	何個
一何品	何個
一何品	何個
何個	

三第式書載記

明治何年何月何日何郡何町	何の誰へ賣渡讓渡品左の如し
一何品	何個
但摸樣何	何本
一刀	何本
但一本は長何尺何寸何の誰	
の作一本は長何尺何寸何の誰	
の儘何何と明細に記す	
何個(何本)	

〔第六號書式〕

古物運送(受取)届

私儀古物幾個(幾箱)を何月何日(當)港(地)出荷何府何郡何町何の
 誰(一)(一)より(運送致度)(受取候)に付別紙目錄相添へ此段御
 届仕候也

山口縣何國何郡何町何番屋敷居住(寄留)
古道具賣買商(又は何商)

年月日
山口縣
何警察署
(何警察分署)
御中

古物運送(受取)目錄

一何品 但徽章何内壹個損し	何個
一何品 但模様何何色に堅横縞	何枚
一何品 但何	何反
合計幾個	

〔第七號離形〕

<p style="text-align: center;">表</p> <p>自明治何年何月何日 至 贓物品觸帳 第何號</p> <p style="text-align: center;">山口縣何郡何町 何の誰</p>	<p style="text-align: center;">裏</p> <p>山口縣何警察署(又は 分署管内何組 品觸帳を共有するときは 此所に各自の氏名を連署 すべし)</p>
--	--

〔用通常半紙野紙〕

<p style="text-align: center;">表</p> <p>明治何年何月第何号品觸</p> <p>一何</p> <p>一何</p> <p>(品觸文を記す)</p> <p>右何月何日何時(何某)購寫 の上何某へ順達す</p>	<p style="text-align: center;">裏</p> <p>記載書式</p>
---	--

甲第拾九號

古物商取締細則に因り所轄警察署又之分署の免許を得たる商業者と雖ども收税鑑札下付の義は其免許証の寫を添へ従前之通所管郡區役所へ出願すべし

右布達候事

明治十七年一月廿九日

山口縣令原 保太郎

甲第貳拾號

來る二月一日より古物商取締條例施行に付ては同月十日限り商品現在高を記載し所轄警察署又は分署へ届出其扣帳を備へ置く可し
右布達候事

明治十七年一月廿九日

山口縣令原 保太郎

明治十七年三月廿七日御届
同 四月廿五日發兌

定價拾貳錢

傍訓兼出版人

山口縣士族 阿部準輔

山口縣周防國吉敷郡山口
中市町第五拾五番地居住

廣告

和漢書籍類賣捌
活版印刷

右は多少に限らんと御用被仰付度此段廣告仕候

山口御局小路町

阿部活版所

明治十七年四月

附言新刻出版物左に如し

東崇一著

一 三楠遺規

全二冊

司法省原版

一 刑法撮要

洋本全一冊

阿部準輔傍訓

一 訴訟用印紙早見表 活版折本

阿部準輔傍訓

一 質商取締條例 假名附一冊

○第九號

質屋取締條例別冊の通制定し明治十七年五月十五日より施行す
右奉 勅旨布告候事

明治十七年三月二十五日

太政大臣 三條實美
内務卿 山縣有朋

(別冊)

質屋取締條例

第一條 質屋營業を爲す者は管轄廳東京府はの免許を受くへし

第二條 質屋は質物臺帳を備へ其紙數を記し所轄警察署の捺印を受くへし

受くへし

第三條 質物臺帳には警察官よ於て質物、貸金、質入主及質入受戻入換の年月日を調査するに差支みき様記載すへし但證人と要す

るときは質入主及證人の實印を押捺せしめ置くへし

第四條 身元詳あらざる者より質物を取るふとを得す但身元詳なる者證人たるときは此限にわらず

第五條 十五年未滿の者白痴風癪者及雇人雇主の家より質物を取ることを得す但父母後見人雇主又は身元詳ある者證人たるときは此限にわらず

官廳、町村、學校、病院、社寺、會社の印章記號ある物品は其質入し得へきことを證明する證人二名以上あるは非ざるは之を質物に取ることを得す

前二項に違背する者は警察官の命に依り元利金を償ふこと無く質物を取戻さるゝことあるへし

第六條 盜罪詐欺取財は罪又は刑法第三百九十九條第四百一條の處斷を受けたる者より物品を質に取り又は寄藏せたるときは直に所轄警察署に届出へし

第七條 賊物の疑ある物品又と身柄不相應と認めたる物品と持來る者あるときは直に所轄警察署又は巡行の警察官巡査に密告すへし

第八條 流質物を賣拂はんときは五日以前に其物品目録を所轄警察署に差出すへし

第九條 流質物を賣拂ひたるときは警察官に於て其物品代價及買主を調査するに差支ある様流質物賣拂帳に記載すへし

第十條 賊物の品觸あるときは到達する年月日時を其品觸寫

書に附記すへし

第十一條 品觸到達以後一年内に類似の物品を質に取り又は寄
藏したるとき若くは其以前の質物及寄藏品中に類似の物品を發
見したるときは直に所轄警察署に届出へし

第十二條 質物登帳簿流質物質押帳及品觸寫字は十年間保存
すへし若し亡失したるときは直に所轄警察署に届出へし

第十三條 警察官は何時たりとも質屋の店舗に臨み質物及帳簿
の検査を爲し時宜に依り其質物を差押へ又は時々帳簿を差出さ
ざめ之を検査することあるへし質屋は之を拒むて罰を得ず

第十四條 此條例に違背し又は詐偽の届出を爲したる者は二圓
以上二百圓以下の罰金に處す

第十五條 此條例を一年内に再犯したる者は行政の處分を以て
其營業を禁止し又は停止することを得

第十六條 此條例を犯したる者には刑法の贓罪併發の例を用ひす

第十七條 營業上に付ては家屬又は雇人の所爲と雖も營業者
其責に任とへし

第十八條 此條例を施行する方法細則は警視總監府知事東京府
縣令に於て便宜取扱内務卿に届出へし

甲第五拾九號

質屋取締細則別紙之通成定來る五月十五日より施行す

但從前の營業者は更に願出べし
右布達候事

明治十七年五月十四日

山口縣令原 保太郎

質屋取締細則

第一條 質屋營業をなす者 條例第一條に因り免許を得んとするときは別紙第一号書式に依り所轄警察署へ取締鑑札下附願出べし

第二條 廢業又は鑑札主失踪死亡するときは別紙第二号書式に依り取締鑑札を添へ速かに其旨所轄警察署へ届出べし

第三條 甲警察署所轄内より乙警察署所轄内へ轉居するときは第二條の手續に準じ甲署へ一旦鑑札を還納し更に第一條の手續に依り乙署へ取締鑑札下付願出べし

第四條 轉居改氏名代替取締鑑札遺失誤毀及び水火盜難に係りたるときは別紙第三号書式に依り原鑑札を添へ(遺失水火盜難に係るは此限にわらず)所轄警察署へ鑑札書替又は更に下付願出すべし

第五條 警察分署管内に在る質屋營業者お於ては其願届は總て分署を経て所轄警察署へ差出すべし

第六條 質屋は別紙第四号雛形に依り標札を其店頭公衆の目易き場所へ掲出すべし

第七條 質屋は所轄警察署又は分署の區畫又從ひ一町村若くは數

町村毎に五拾名以下を以て組合並に組名を定め一組毎に業者
中より正副頭取各一名と撰定し所轄警察署へ届出へし

但業者中に於て頭取となるべき相當の人物なきときは他よ
り之を撰ふも妨げあし

第八條 頭取は所轄警察署又は分署の指揮を受け營業上一切の
事務を取扱ふべし

第九條 頭取は所轄警察署より條例第十條に因り發する所の賍物
の品觸を受けたるときは直に其全文を騰寫し該騰本よ到達の年
月日時を附記即時組合へ廻達し而て品觸本書に記載せる組
名の下に頭取の氏名及び到達年月日時を記入且認印し即時他
組合頭取へ順達すへし

但品觸本書周尾の節は警察署へ返納すべし

第十條 取締鑑札は貸借買賣交換することを許さず

第十一條 質物臺帳は左の例に據り詳細記載をべし

一 質物は其品名員數素質摸樣恰好徽章番号新古の區別等を登記
するよし

一 貸金は其員數を登記すること

一 質入主は何府何國何郡何町何番屋敷居住何の誰と登記するこ
と

一 質入受戻入換は其年月日を登記すること

一 證人は質入主同様其住所氏名を登記すること

第十二條 條例第八條に因り差出すべき流質物賣拂目錄には其

品名員數素質摸樣恰好微章番號等を詳かに記載せし

第十三條 條例第九條の流質物賣拂帳へ品名記載方は前條に倣ひ
尚ほ代價及び買主の住所氏名を登記すべし

第十四條 質屋は豫て品觸帳を製し置き頭取より品觸を受けた
るときは直に之を騰寫し且到達の年月日時を記入し置くべし

但廻達書は自己の名下に到達年月日時を記入認印の上即時之
を順達し若し周尾なるときは頭取に返戻すべし

第十五條 條例第十四條に照し處罰せらるる者あるときは頭取よ
り其旨所轄警察署へ届出べし

(第壹號書式)

質屋取締鑑札下附願

山口縣何國何郡何町何番屋敷居住(寄留)
府何國何郡何町何村
何縣何國何郡何村族籍

何之誰

右私儀自今質屋營業致度に付御免許之上は取締鑑札御下附奉願候
也

右

年月日 何之誰

何町何組頭取

何之誰印

右願人當町内在籍之者に相違無之候也

何町戸長

何之 誰印

山口縣

何警察署

御中

(甲署管内より乙署管内に轉居引續營業をなすときは其旨願文中に記入せし)

(第貳號書式)

廢業(失踪死亡轉居)に付質屋取締鑑札還納届

山口縣何國何郡何町何番地居住(寄留)

府何國何郡何町何番地居住(寄留)

何之 誰

右私(何之誰)儀御署第何号質屋取締鑑札を以て營業罷在候處今般廢業(失踪死亡)に付鑑札相添に此段御届申上候也

右

年月日

何之 誰印

(右何之誰親戚)

(何之 誰印)

何町何組頭取

何之 誰印

山口縣

何警察署

御中

(甲署管内より乙署管内に轉居の節は其旨届文中に記入せし)
(第三號書式)

質屋取締鑑札遺失(氏名換)(代替)(轉居)(水)(火)(盜難)
〔誤毀〕に付書替(更に下附)願

山口縣何國何郡何町何番地居住(寄留)
何府何國何村何族籍

何之誰

右御署第何号質屋取締鑑札遺失(氏名換)(何々)(何々に付書替)(更
に御下附)奉願候也

右

何之誰印

年月日

(第四號雛形)

右轉居(代替)(氏名換)之儀相違無之候也

右町何組頭取

何之誰印

右町戸長

何之誰印

山口縣
何警察署
御中

整曲尺二尺

五寸五厘

○ 質屋何之誰

何府何町何々組
何縣何村何々組

○第七號

地租條例別冊の通制定し明治六年七月第貳百七拾貳號布告地租改正條例及地租改正に關する條規其他本條例に抵觸するものは廢止す但東京府管轄伊豆七島小笠原島函館縣沖繩縣札幌縣根室縣は舊分從前の通たるへし

右奉 勅旨布告候事

明治十七年三月十五日

太政大臣 三條實美
大藏卿 松方正義

地租條例

第一條 地租は地價百分の二箇半を以て一年の定率とす但本條例に地價と稱するは地券に掲げたる價額を謂ふ
第二條 地租は年の豐凶に由りて増減せず

第三條 有租地を區別して二類と爲す

第一類 田、畑、郡村宅地、市街宅地、塩田、鑛泉地、

第二類 池沼、山林、原野、雜種地、

第一類中又は第二類中の各地目變換せるものを地目變換と謂ふ
第二類地に勞費を加へ第一類地と爲すものを開墾と謂ふ

第一類地又は第二類地の山崩、川欠、押堀、石砂入、川成、海成、湖
水成、等の如き天災に罹り地形を變えたるものを荒地と謂ふ

第四條 公立學校地、鄉村社地、墳墓地、用惡水路、溜池、隄塘、井溝、
及公衆の用に供する道路は地租を免す

第五條 土地の丈量は曲尺を用ひ六尺を間と爲し方壹間を以て歩
と爲し三拾歩を畝と爲し拾畝を段と爲し拾段を町と爲す但市街

宅地は方壹間を以て坪と爲し坪の拾分壹を合と爲し合の拾分壹
を勺と爲す

第六條 開墾、墾下年期、明荒地、免租年期、明にて地價を定るとき又は
地目變換するときは地盤を丈量す

第七條 地價は地目變換又は開墾に非ざるときは修正せず

第八條 一般に地價の改正を要するときは前以て其旨を布告をへ
し

第九條 地價は其地の品位等級と詮定し其所得を審査し尙ほ其土
地の情況に應し之を定む

第十條 地目を變換するときは之を地方廳に届出へし地價は其地
の現況に依り之を修正す

第十一條 免租地を有租地と爲さんとするときは地方廳の許可を受くへし地價は其地の現況に依り之を定む

第十二條 地租は地券記名者より徴収す但買入の土地は其買取主に於て之を納むへし

第十三條 有租地を公立學校地、鄉村社地、墳墓地と爲すとき其地租は許可を得し月分より月割を以て之を免し用悪水路、溜池、隄塘、井溝、公衆の用に供する道路と爲すとき其地租は其地工事着手の月分より月割を以て之を免す

免租地を有租地と爲すとき其地租は許可を得し翌月分より月割を以て徴収す

第十四條 地目變換は其地價修正の年より修正地價に依り地租を

徴収す

第十五條 開墾地は鐵下年期明荒地は免租年期明の翌年分より更定地價に依り地租を徴収す

第十六條 開墾を爲さんとするときは地方廳の許可を受くへし開墾地は十五年以内の鐵下年期を許可す但年期中は原地價に依り地租を徴収す

第十七條 鐵下年期中當初の目的を改め他の地目に變ずるときは之を地方廳に届出へし此場合に於ては直に其地價を定め又は更に鐵下年期を許可することあるへし

第十八條 鐵下年期明に至り開墾の成功に至らざるものは更又五年以内鐵下繼年期を許可す

第十九條 鐵下年期明のときは其地價を修正す若し其開墾當初の目的に達せず他の地目に變するものは其地の現況に依り地價を修正す

第二十條 荒地は其被害の年より十年以内免租年期を定め年期明に至り原地價に復す

第二十一條 免租年期明に至り其地の現況原地價に復し難きものは十年以内七割以下の抵價年期と定め年期明に至り原地價よ復す

第二十二條 抵價年期明に至り尙ほ原地價に復し難きもの及び免租年期明に至り原地目に復せず他の地目に變するものは其地の現況に依り地價と定む

第二十三條 免租年期明に至り尙ほ荒地の形狀を存するものは更に十年以内免租繼年期を定め其年期明に至り原地價に復し難きものは第二十一條第二十二條に依て處分す

第二十四條 川成、海成、湖水成に於て免租年期明に至り原形に復し難きものは更に二十年以内免租繼年期を許可す其年期明に至り尙ほ原地目に復せず他の地目に變せざるものは川、海、湖に歸するものとし其地券を還納せまむ

第二十五條 土地を欺隠し地租を遁脱する者は四圓以上四十圓以下に處し現地目に依り地價を定め欺隠年間の地租を追徴す但地租改正の初年以前に溯ることを得す

第二十六條 第十一條第十六條に違反する者は三圓以上三十圓以

下の罰金に處す其免租地を有租地と爲し又は開墾を爲すことを許可すべきものは現地目に依り地價を定め其地租増額を追徴す但地租改正は初年以前に溯ることを得す

第二十七條 第十條第十七條に違犯する者は一回以上一回九十五錢以下の料料に處す

第二十八條第二十五條以下の所犯借地人、小作人、の所爲に係り所有主其情を知らざるときは其借地人、小作人、を罰し地租は所有主より追徴す

第二十九條第二十五條第二十六條第二十七條第二十八條に犯する者自首せるときは其罰金料料を免す但其追徴すへき地租は仍は之を納めまひ

明治十七年四月十八日御届
同年五月五日出版

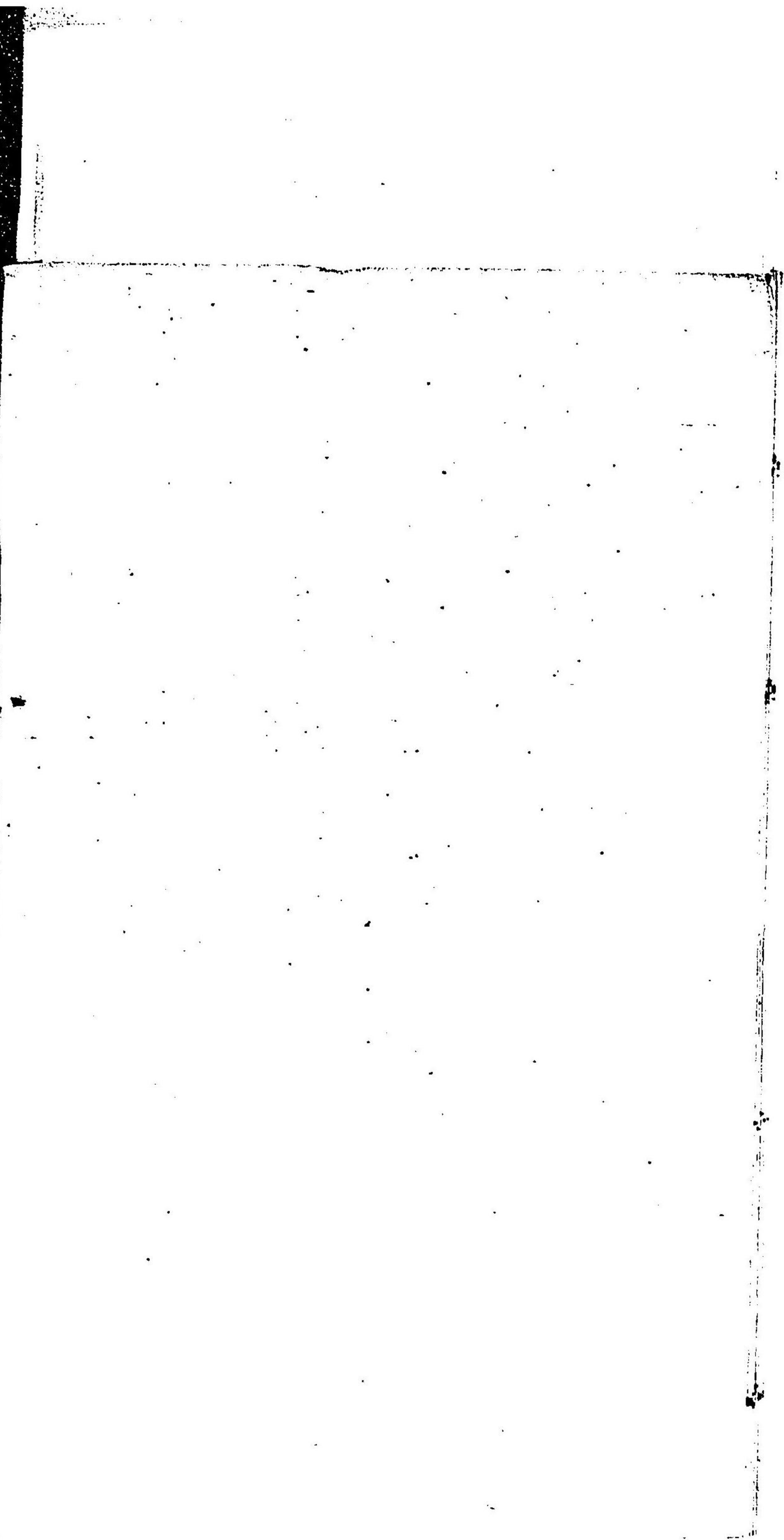
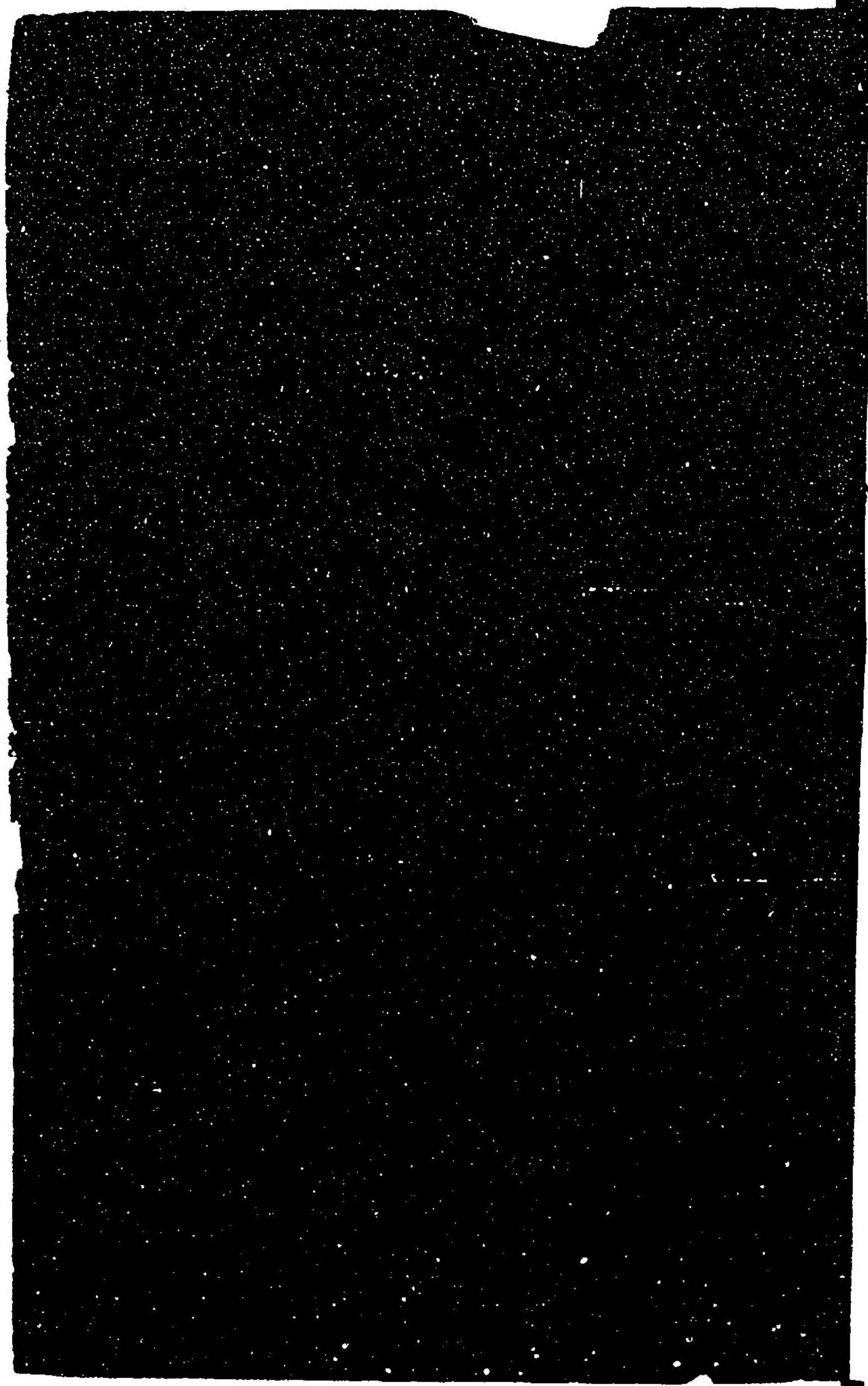
定價貳拾五錢

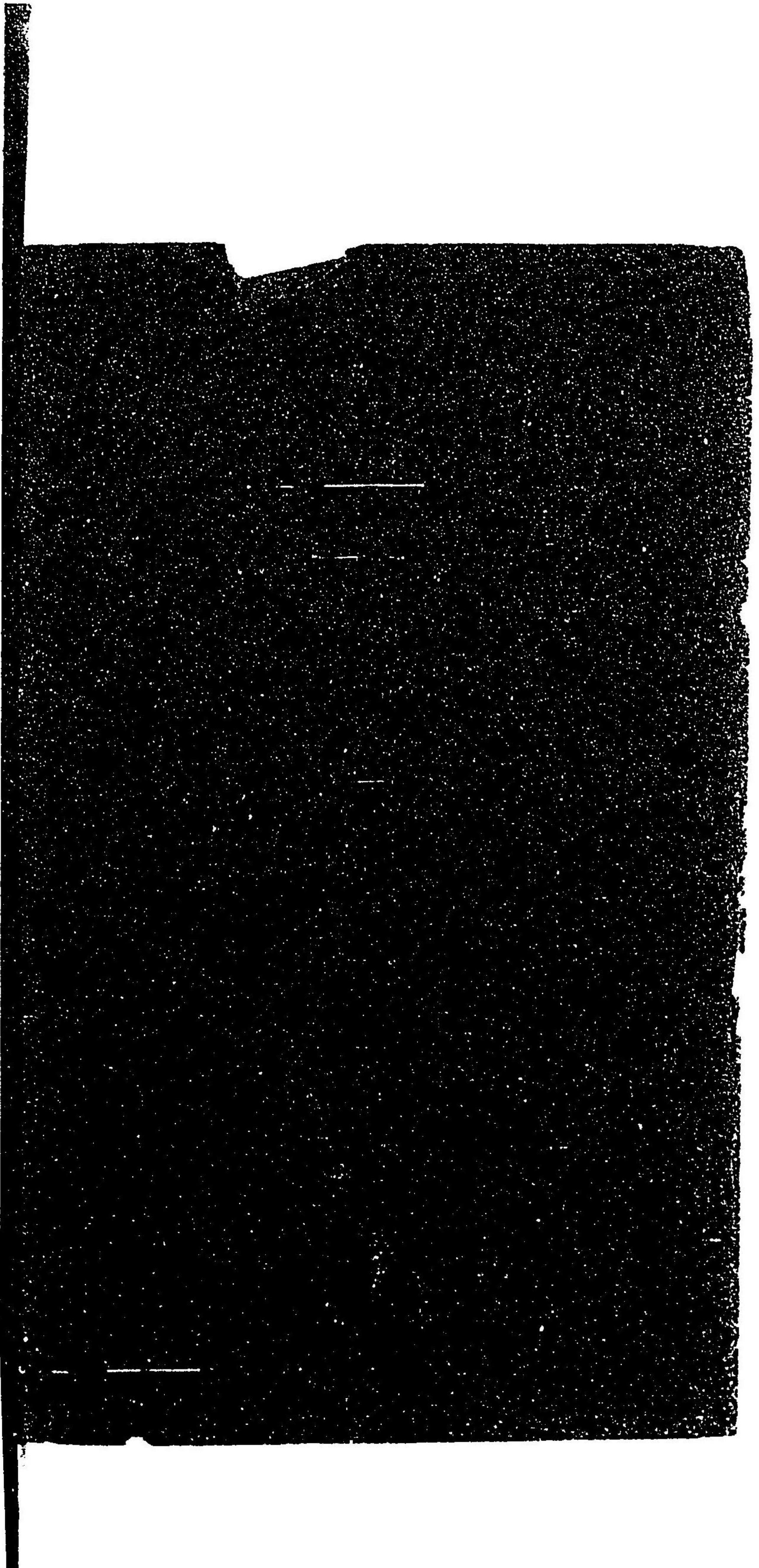
山口縣士族

編輯兼出版人

阿部準輔

山口縣周防國吉敷郡山口中市町
第五拾五番地居住





禁電子式複写

031403-000-8

CZ-1113-93-02

山口県民鑑規則彙纂

阿部 準輔 / 編

M17

BBD-0752



9